

家族へ自分へ

安心な備えを

上田市 UEDA CITY
MUNICIPAL COMMUNAL GRAVE

合葬式墓地

募集開始

合葬式墓地とは

一つの墓所に複数の焼骨を埋蔵し、市が永続的に管理を行う公営墓地です。従来のように墓石を設置し、承継者が代々管理することを前提とせず、将来にわたり市が責任をもって管理することにより、承継者がいない場合でも安心して利用できることが特徴です。

少子高齢化や単身世帯の増加などにより、墓地の承継が困難となるケースが増加していることから、市民の多様なニーズに対応し、将来的な無縁墓の発生を防止するため、本市では合葬式墓地を整備しました。



承継者が
いなくても安心

宗教・宗派を問わず
利用可能

上田市が
永代にわたり管理

維持費や墓じまいの
心配不要

募集開始

令和8年

4月1日(水)

受付場所 市役所本庁舎 2階 環境政策課

受付時間 開庁日の午前8時30分～午後5時15分

申込方法 申込み・納骨の際には、次の書類が必要です。

- 合葬式墓地利用申請書
- 住民票等(本籍記載のもの)
- 火葬(埋葬)許可証または改葬許可証(生前申込の場合は不要)
- その他、市が指定する書類 ※詳細は窓口でご案内します。



記名板



納骨棚



共同埋葬場所

案内図



- 墓地名称：上田市霊園合葬式墓地
- 所在地：上田市諏訪形 1756 番地

大切なご家族へ「安心」をつないでいく 新しい供養のかたち 永代にわたり「安心」の供養をお約束します

2 申込

- 市役所窓口で申請書類を提出し、納骨希望日(仮)をお知らせください
※希望者に石板を配布
- 使用料の納付を確認した後、市から「合葬式墓地利用許可証」を郵送します
- 納骨時に必要な書類等を市にご提出ください(納骨日最終決定)
※生前申込の場合は不要

3 記名板

記名板は、個別埋蔵方式・共同埋蔵方式のいずれでも利用できます(任意)。申請時にご希望に合わせて無料でお渡しします。

- 刻字は利用者(申請者)様が業者へ依頼
- 刻字内容は、原則氏名のみ
- 宗教団体名等、誤解を招くおそれのある内容は不可

4 ご納骨

納骨日当日、委託業者が現地で納骨を行います
※ご遺骨は、納骨当日に申請者もしくは立会人が現地へお持ちください。
※記名板の掲載をご希望の場合は、刻字を済ませたうえで納骨時現地へ持参してください。

1 ご相談

まずお気軽にお問い合わせください。資料の送付やご要望に応じてご説明、ご案内をいたします。内容をご確認いただき市民の皆さまのご事情に合わせてご検討ください。購入までの手続き、費用、供養方法などを市職員が丁寧にご説明いたします。

ご納骨までの流れ

5 ご供養

ご納骨から永代にわたって大切にご供養いたします。清掃等管理費も含まれておりますので、お墓参りが難しい方や、お一人でのご契約の場合でも安心してご利用いただけます。

7 合葬

個別埋蔵方式をご利用いただいているご遺骨は、15年が経過しましたら共同埋蔵場所に改葬し、永代にわたってご供養いたします。

6 ご参拝

ご参拝はいつでも可能です。供花、線香は指定場所にてお願いいたします。供物は参拝後にお持ち帰りください。私物の設置は禁止といたします。

規模

- 地下一階建
- 共同埋蔵場所 約4,000体
 - 個別埋蔵場所 約800体

主な設備

- 合葬式墓地
- 線香立て 花立て
- トイレ ● 記名板
- 駐車場6台

埋蔵方法

合葬式墓地では、次の2つの埋蔵方式から選択できます。

	①個別埋蔵方式	②共同埋蔵方式
埋葬仕様	ご遺骨を骨壺のまま、個別の収蔵棚に収蔵し、一定期間(15年間)個別に保管する方式です。15年経過後は、共同埋蔵場所へ移され、他のご遺骨とともに共同で埋蔵されます。	最初から共同埋蔵場所にご遺骨を埋蔵する方式です。骨壺から納骨袋に移し、他のご遺骨とともに共同で埋蔵されます。
埋葬方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 骨壺のまま個別に保管 ● 骨壺の規格：幅25cm以下、高さ・奥行30cm以下 ● 桐箱など外装は不可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最初から共同埋蔵場所に埋蔵 ● 骨壺は返却
永代使用料	15万円*	5万円*
埋蔵期間	15年間(期間満了後は共同埋蔵へ移行) ● 再度使用料を支払うことで、引き続き個別埋蔵期間を継続することも可能	永年
申込資格(利用資格)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内在住者、市外在住者いずれも申込み可能 ● 申請者と埋蔵される方が異なっても申込み可能 ● 現在、市営霊園の一般区画を利用されている方は、区画を返還することで、合葬式墓地への改葬が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生前申込みが可能 ● 市内・市外の区分は、申請者の住所により判断します。
その他	● 一般区画と合葬式墓地の併用は不可 ● 一般区画の墓石等は撤去し、更地にして返還	

*年間の管理料はかかりません。 ※原則、納骨後の改葬・返還はできません。

上田市合葬式墓地
のお問合せは

● 上田市役所 環境政策課
● TEL.0268-23-5120

● 受付時間 8:30~17:15
● E-mail: kankyo@city.ueda.nagano.jp

詳しくは
こちらから

